

W

横浜市農業総合計画書

昭和46年3月

横浜市

2017423765

## はじめに

本市の急激な都市化現象は、市域の全域におよんでおり、特に、周辺部における人口増加は非常に著しく、農業地帯と云う形の地帯性はくずれつつあり、いわゆるスプロールによつて、農業経営の基盤である農地は、蚕食状態を示している。都市における農政を考える場合、今おかれている現状を十分にふまえ、その原因についての認識を新たにして、更に、農業の基本的方向を明確に、今後、何を中心に、進めるべきかの基本的態度の決定が必要であろう。

本計画においては、現状、都市化と農業について、都市の中での農業の問題点を検討した結果、都市農業として、確立を目指すためには、土地利用の明確化が一つの軸とならざるを得ないと云う結果となり、当面、農業専用地区をいかに設定し、いかに育成するかの計画を重点におくこととした。そのため総合計画とはいいながら農業専用地区の設定基本計画の形となつた。都市化と云う力の中での農業の確立をはかるためには、全てを総花的にとり上げるのではなく、最大の問題点の解決のために、最大の力を注ぐことが必要であろう。

昭和46年

横浜市農政局長 大場正典



## 目 次

I 計画の目標	1
II 推移と現状	1
1. 横浜市的位置と都市化の状況	1
2. 農業の推移と現状	15
III 都市化と農業	25
1. 都市化が農業に及ぼす影響	25
2. スプロールの問題	30
IV 都市農業の基本的方向	30
1. 農業専用地区設定の構想	31
2. 見通しと振興の方向	33
3. 農業振興の基本構想	33
V 都市農業の計画	34
1. 農業専用地区の設定	34
(1) 農業専用地区の設定	34
(2) 農業専用地区の想定	34
(3) 農業専用地区設定の方法	35
(4) 整備計画	35
(5) 経営計画	45
2. 緑農住区開発計画	51
(1) 緑農住区開発計画の意義	51
(2) 緑農住区開発計画の構想	51
(3) 問題点等	51

### I 計画の目標

都市化の急速な進行は、農業に大きな影響を及ぼし、農地の減少、農家数の減少、兼業化等の農業構造の分解は、相当に進むものとみられる。しかし一方、優良な農業経営の存在がみとめられ、又、都市化の中で、非常な努力を払いつつ農業経営をつづけている農家があり、更には、市内農産物に対する市民の需要、農業生産の場がもっている空間の都市的な役割をみるとき、ただ単に、都市化の中で農業を消滅させることはできない。

市民としての農民の存在、農業生産物の市民の消費生活上の役割、農村が本来もっていた畑と山林によつて構成された広い空間のもつ意義を、各々、生かし、相互に有機的に機能する都市農業の確立を目的に、現状の把握、問題点の検討を行ない、都市農業計画を策定する。

### II 推移と現状

#### 横浜市的位置と都市化の状況

本市は、首都圏内の一つの大都市であり、東京都に隣接して、東海道の玄関口に位置し、臨海部に、京浜工業地帯と、国際港である横浜港をもっている。

市内には、東海道線、東横線、相鉄線などの鉄道網、国道1号線、東名高速、東京沼津線などの道路網が、縦横にはしり、市域の西側の外周には小田急線があり、全体的に交通網は発達している。(図-1)

地勢は、鶴見川、帷子川、大岡川、中村川、柏尾川等の流域の平坦地と、小丘陵の交互に連続した形となつている。

こうした、地理的条件と社会経済的な或いは人的な動きの関連の中で、都市化は非常に大ききで、市域の全体に進行している。

人口の動きをみると、年々8万人余に及ぶ人口増加がみられ、昭和35年当時、137万人程度であつた人口は、昭和45年には220万人を越し、大都市中でも、顕著な増加率を示しており、この激しい人口増加は本市の都市化の形を特徴づけ、又、多くの問題の起因となつている。(表1)更にこ

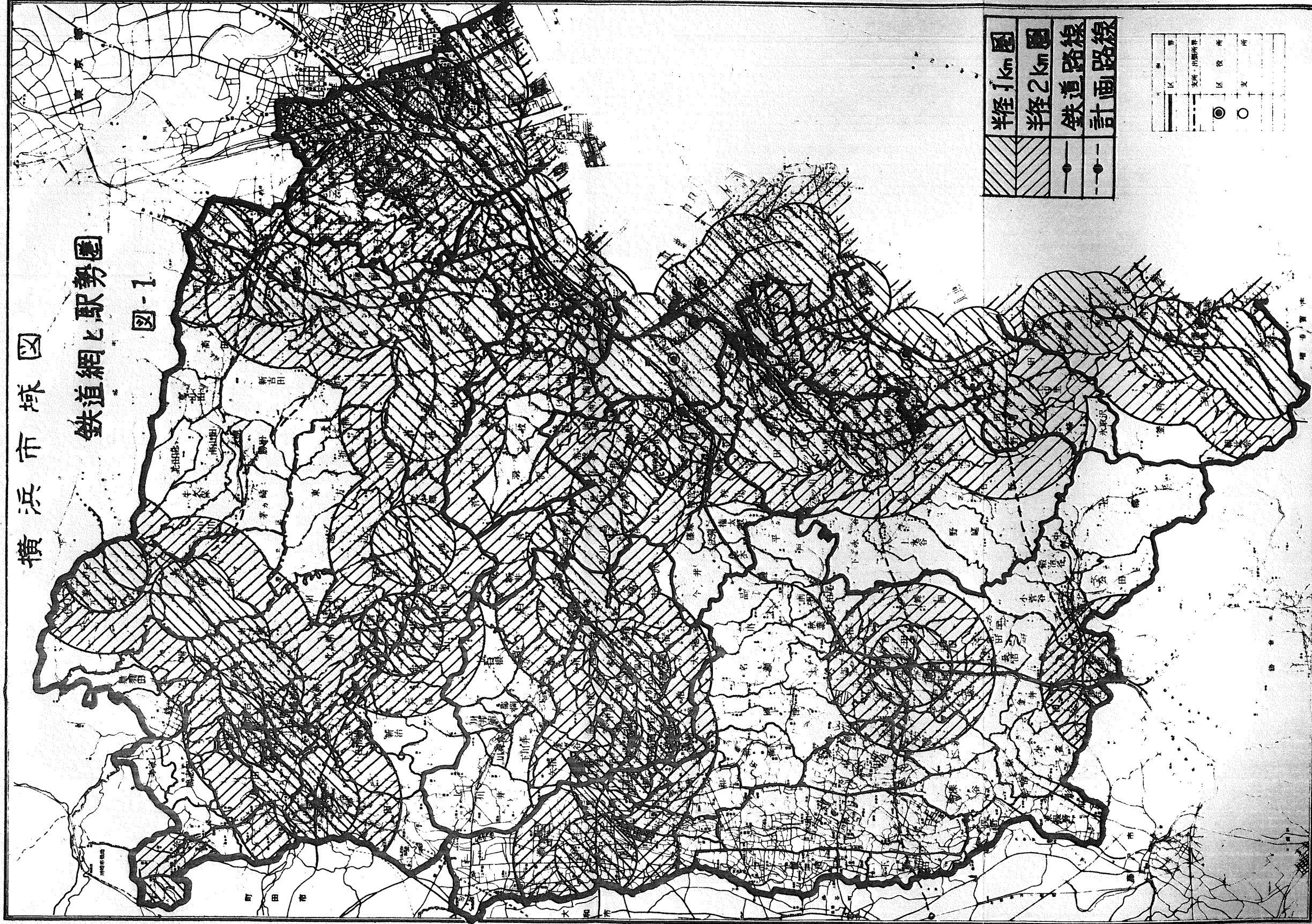




# 横浜地域図

## 鉄道網と駅勢圏

図-1



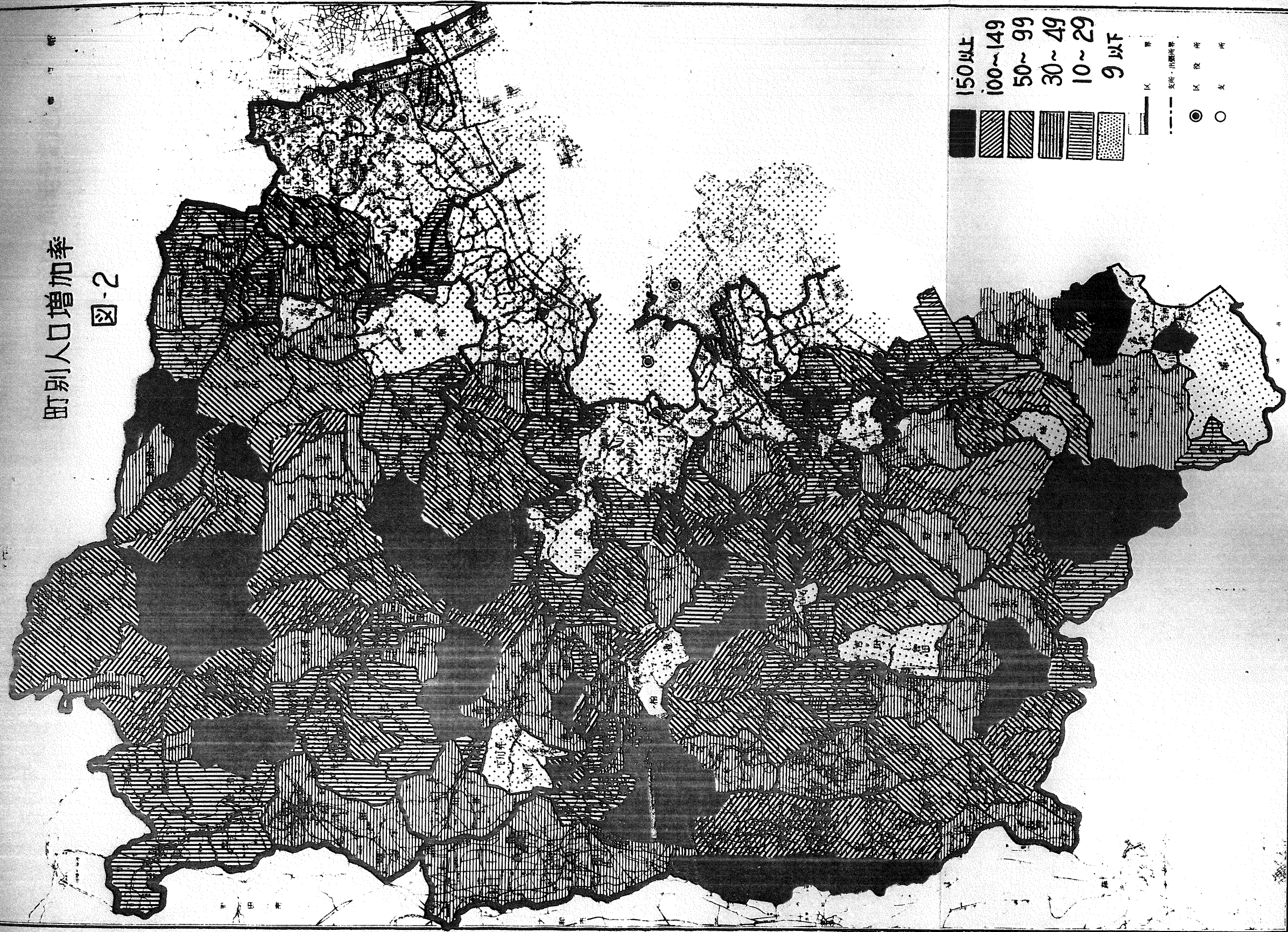
	半径1km圏
	半径2km圏
	鉄道路線
	計画路線

	市界
	区界
	支所、出張所界
	区役所
	支所

1 : 100,000

町別人口增加率

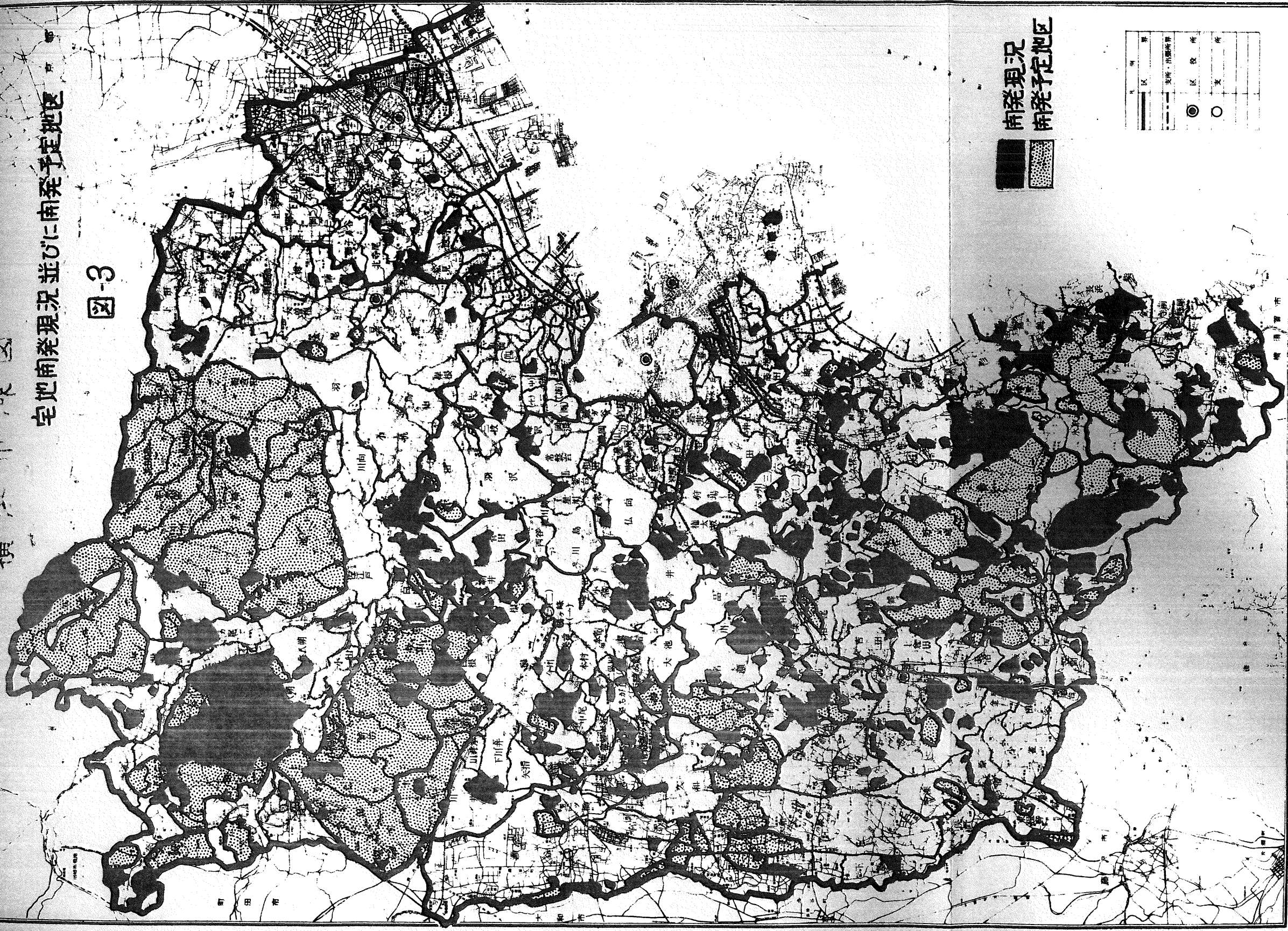
图-2



横浜市区図

宅地開発現況並びに南発予定地区

図-3



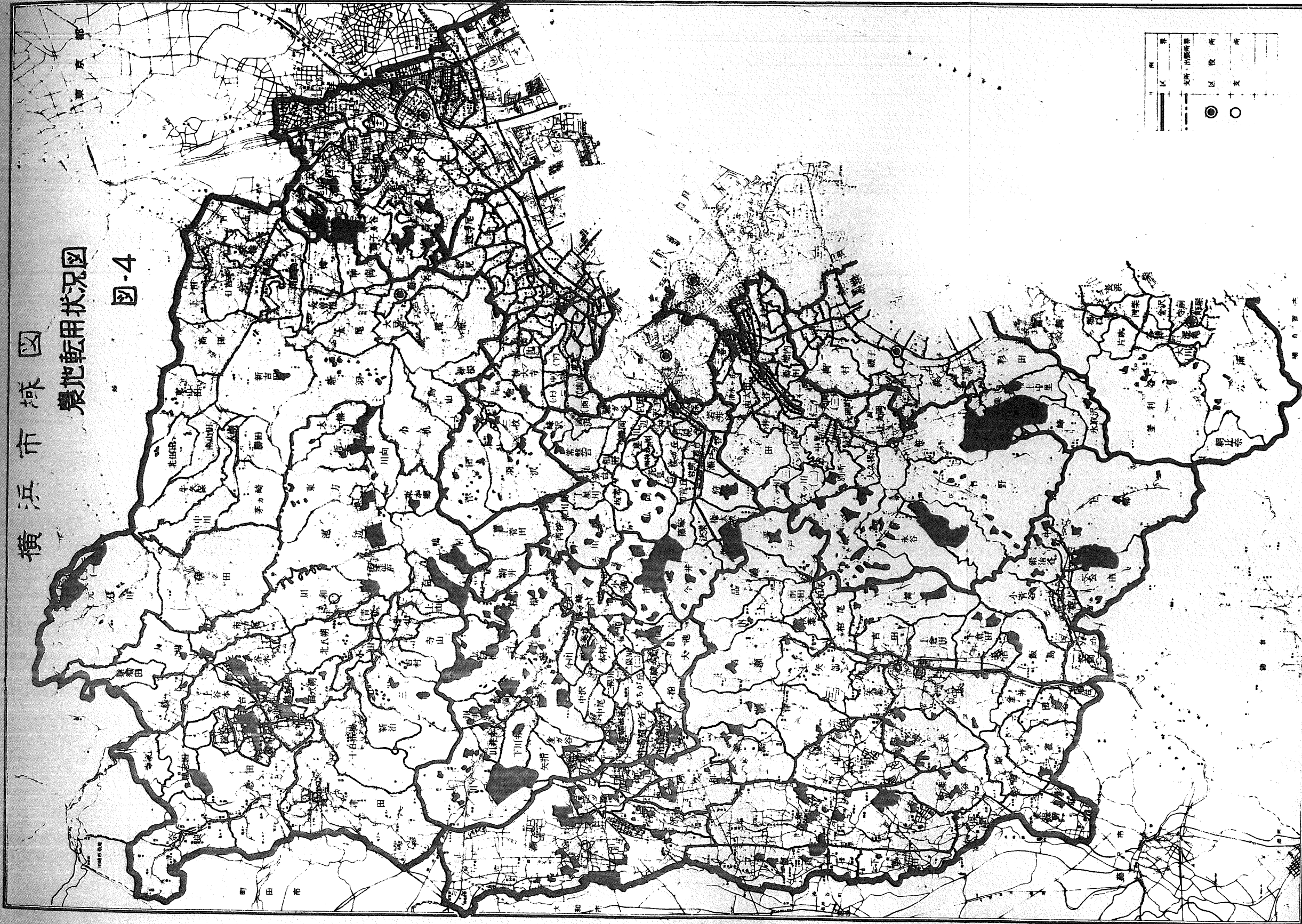
1:100,000



横浜市域図

農地転用状況図

図-4



1:100,000

横浜市内における宅地造成

表-3

区 分	40年	41年	42年
許認可件数	419件	423件	455件
面 積	457.5 ha	40.7 ha	666.1 ha

規模別宅造認可件数

表-4

区 分	40年	41年	42年
1 ha 未満	372件	372件	359件
1 ~ 10 ha	83	44	83
10 ha 以上	9	7	13
計	419	423	455

農地転用状況(全市)

表-5

	4 条		5 条		合 計	
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
36	714	287,676	5,471	3,341,126	6,185	3,728,852
37	781	314,238	5,012	2,605,996	5,793	2,920,234
38	1,050	437,900	6,655	2,855,510	7,705	3,293,410
39	1,464	668,737	6,427	3,496,819	7,891	4,165,556
40	1,463	565,358	6,232	2,250,869	7,695	2,816,227
41	1,375	609,325	6,152	3,404,584	7,527	4,013,909
42	1,647	723,270	5,823	3,283,162	7,470	4,006,432
43	1,781	868,045	5,833	3,156,431	7,614	4,024,476
44	2,094	1,073,727	5,663	5,129,739	9,509	7,817,507
45	2,054	1,134,000	5,187	3,486,000	7,241	4,620,000

農地転用状況(区別)

表-6

	42年		43年		44年		45年	
	件数	積面	件数	積面	件数	積面	件数	積面
北港	2,694	1,480,658	3,029	1,549,781	3,791	4,084,881	2,560	1,638,000
塚戸	2,251	1,153,140	2,048	1,023,216	2,582	1,808,491	2,151	1,744,000
谷保	992	588,990	980	626,740	1,385	951,307	1,055	417,000
南子	587	279,967	556	354,630	603	241,849	487	264,000
磯	506	73,735	141	129,609	127	105,431	172	151,000
沢	77	78,951	86	65,560	109	110,214	109	76,000
川	433	198,163	433	148,803	482	289,560	325	192,000
見	315	153,327	338	124,417	427	224,954	372	132,000
中西			2	1,656,000			3	
計	7,470	4,106,432	7,614	4,024,476	9,509	7,817,509	7,241	4,620,000

2. 農業の推移と現状

本市の農業は、激しく進展する都市化の中で、大きな変動を示している。農家数は、年々減少し、昭和45年には、昭和25年の約40%になり、実数で約6,000戸となっている。兼業化の傾向も進み、専業農家の減少、2種兼業農家の増加がみられる。(表7, 図5)

農家数の推移

表-7

	総数	専業	1種兼業	2種兼業
25	16,694	8,665	3,155	4,874
29	14,993	7,323	3,609	4,061
33	13,775	5,592	4,230	3,953
35	13,809	4,436	4,927	4,446
40	12,078	3,248	3,801	5,029
45	10,198	1,978	2,816	5,404

(センサスによる)

専業農家は、年々、ほぼ似た比率で減少しつつあるが、1種兼業農家は昭和35年にかけて増加し、その後は、減少をはじめ、2種兼業農家が増加し、専業から1種兼業へ、1種兼業から2種兼業へ、更に脱農化への移行が示されている。

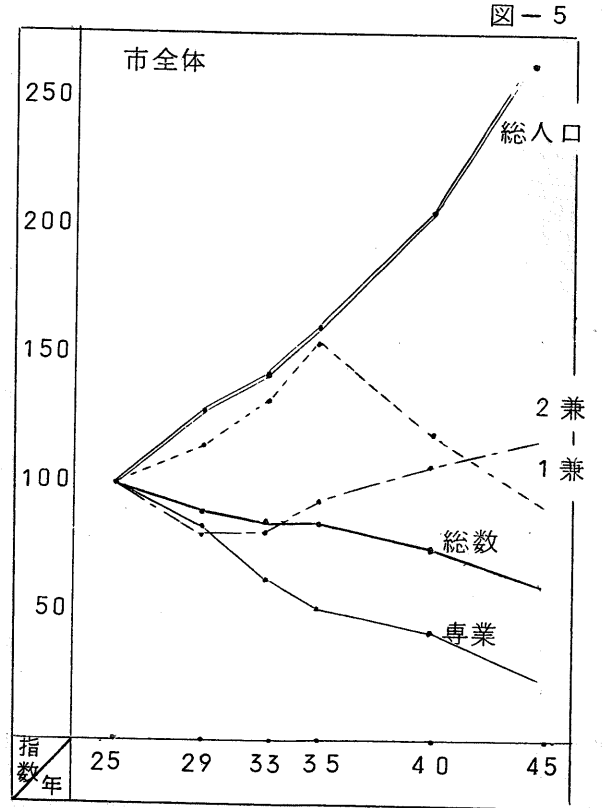
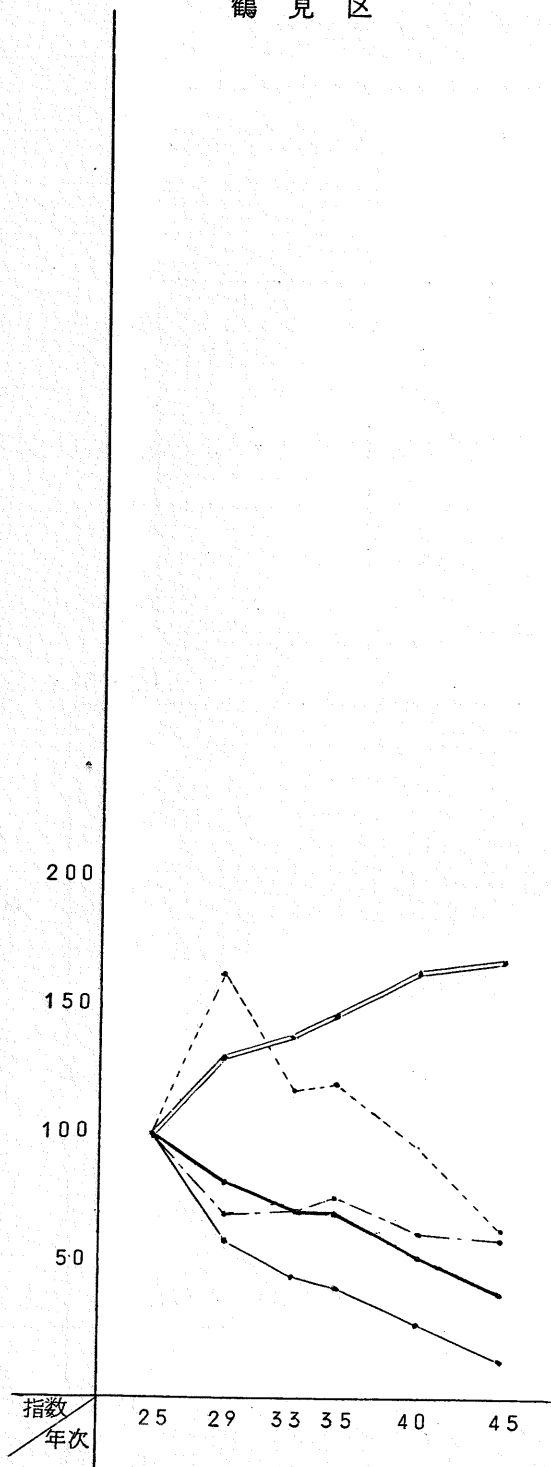
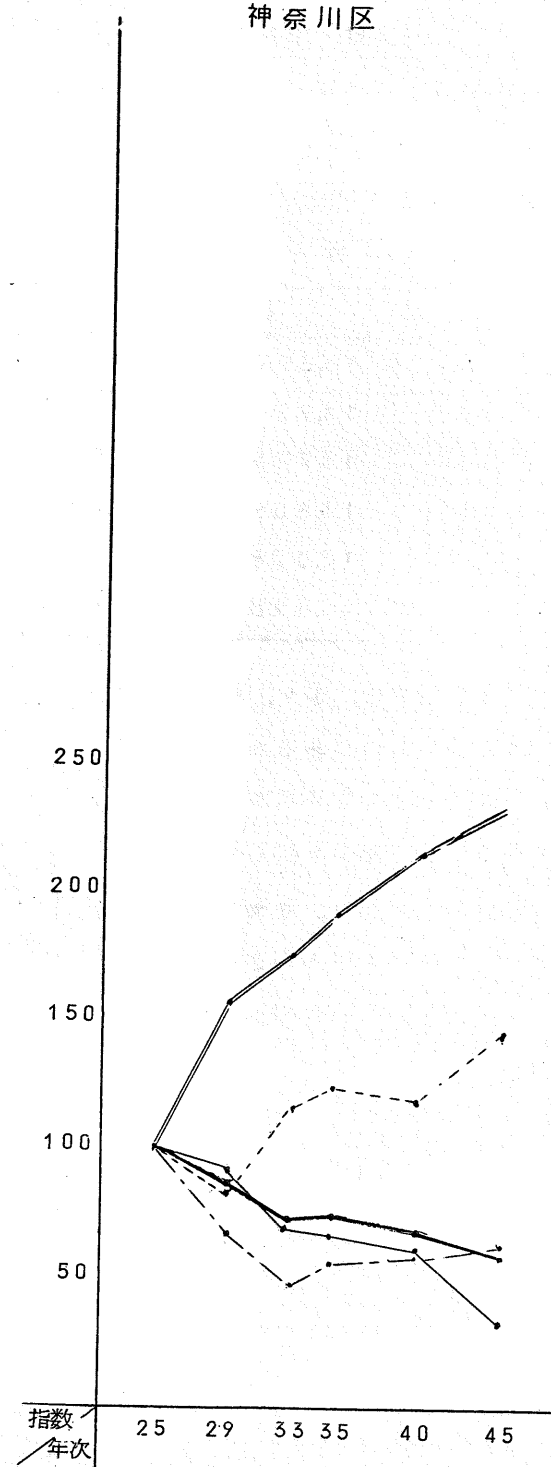


図-5

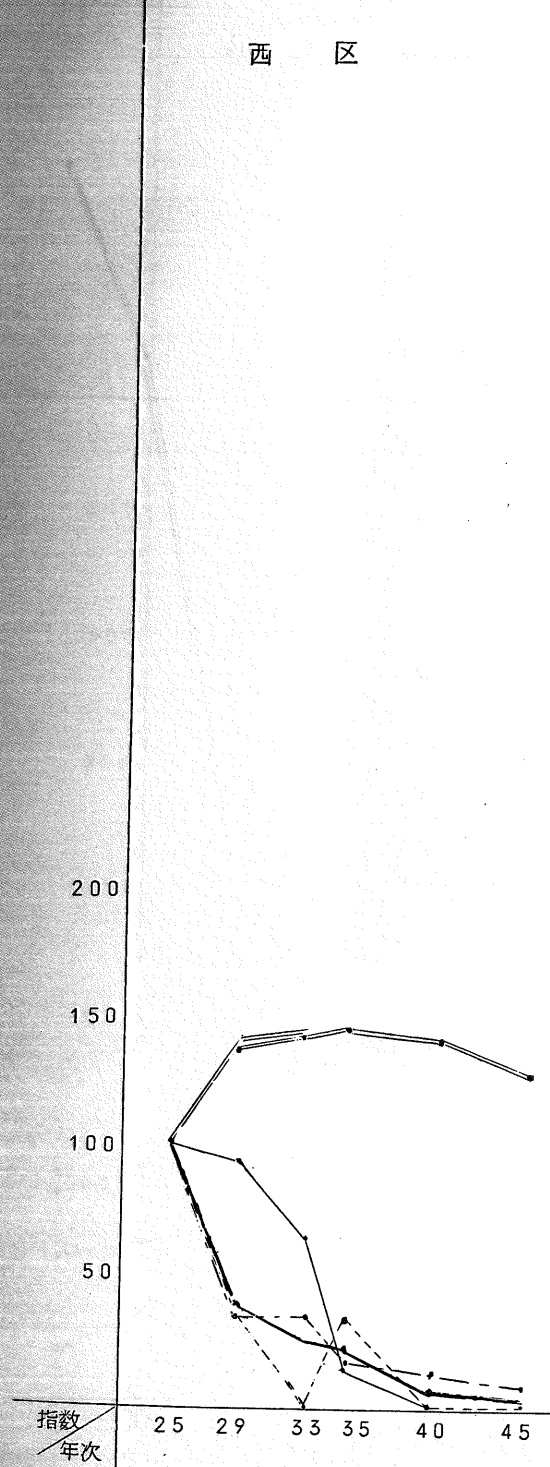
鶴見区



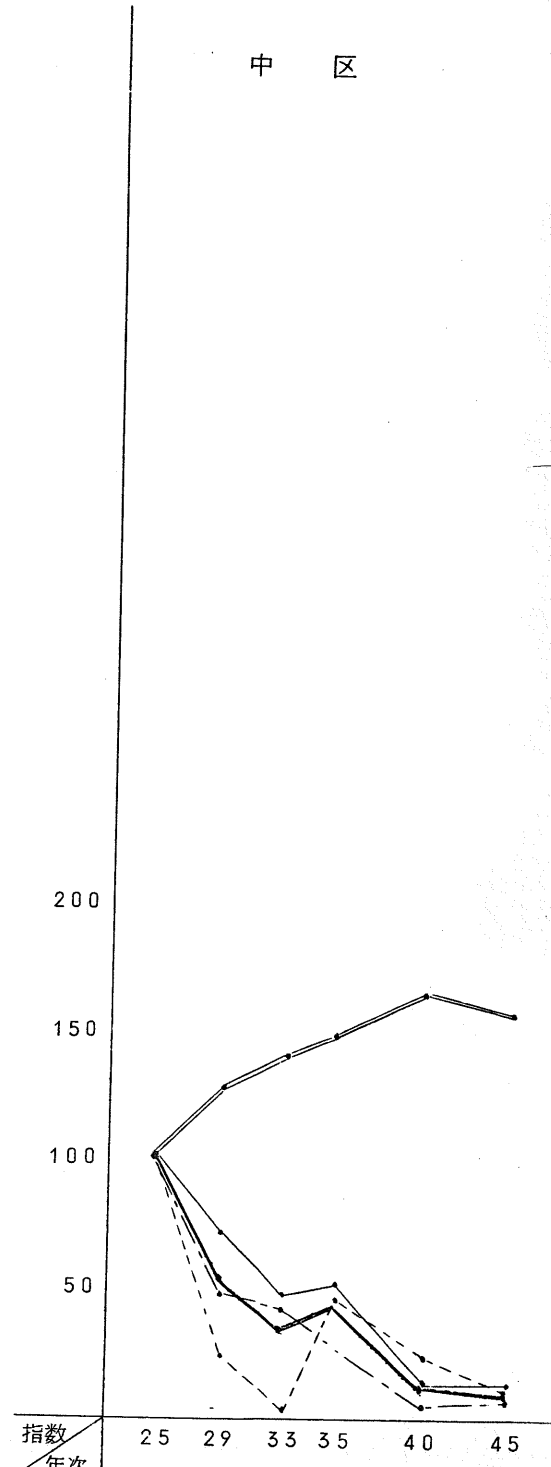
神奈川区

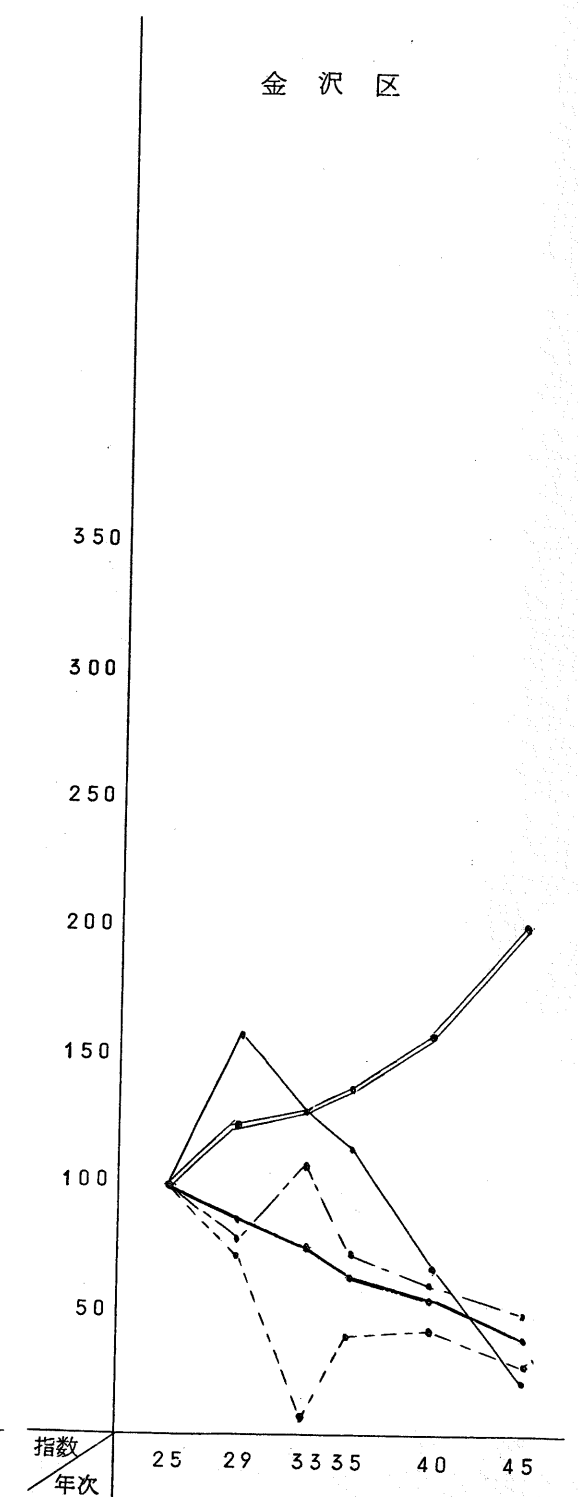
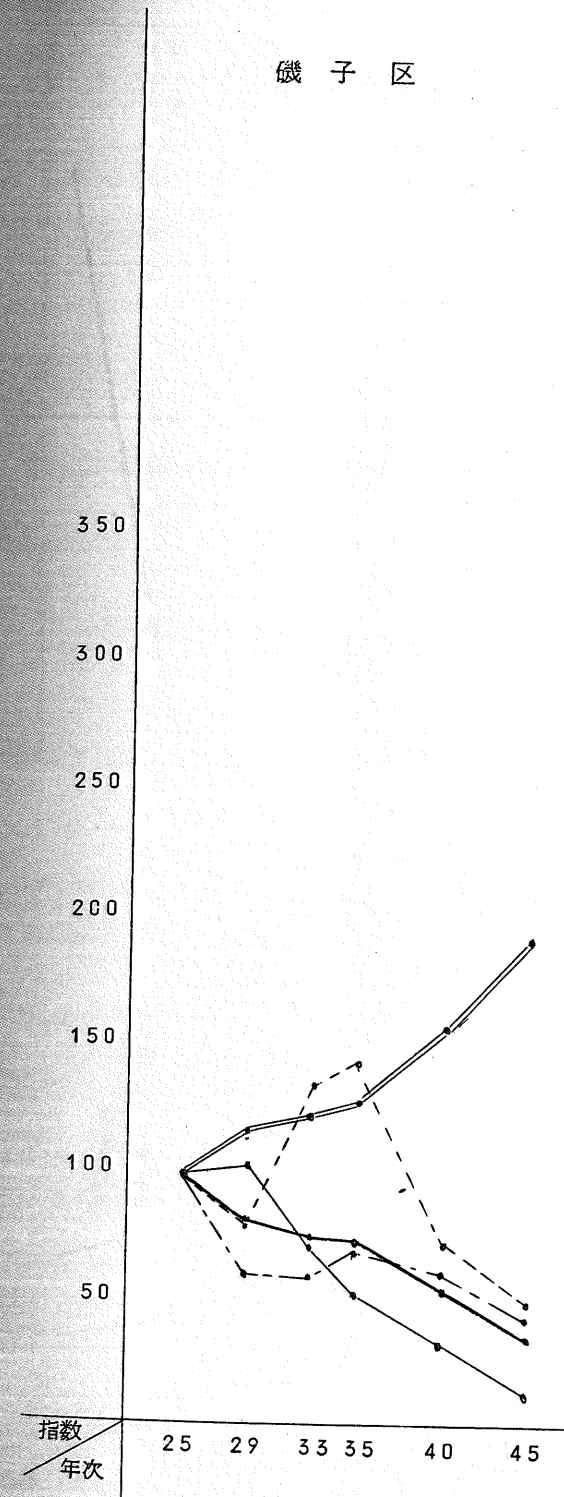
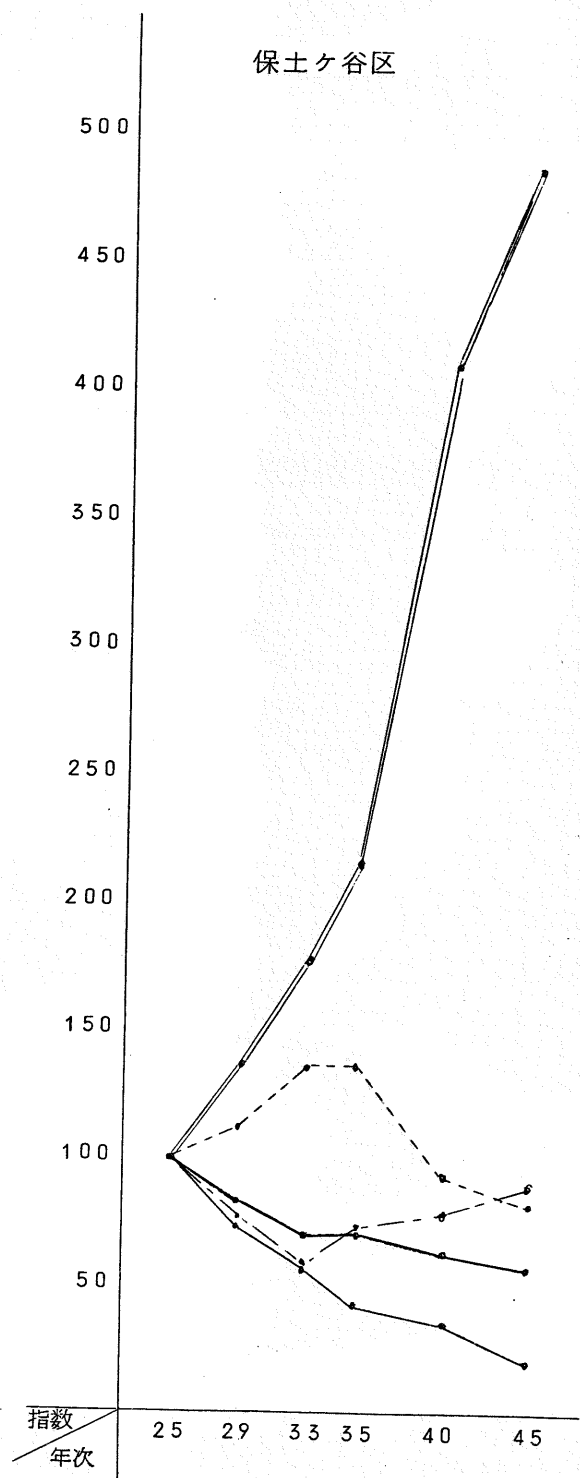
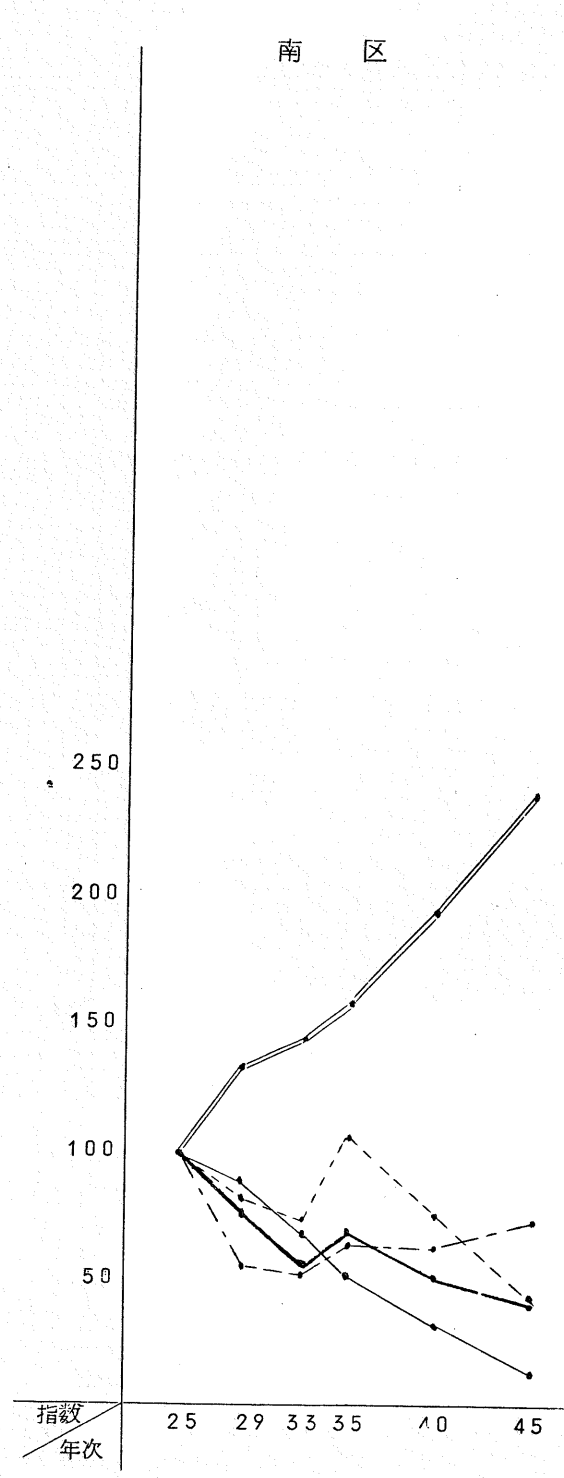


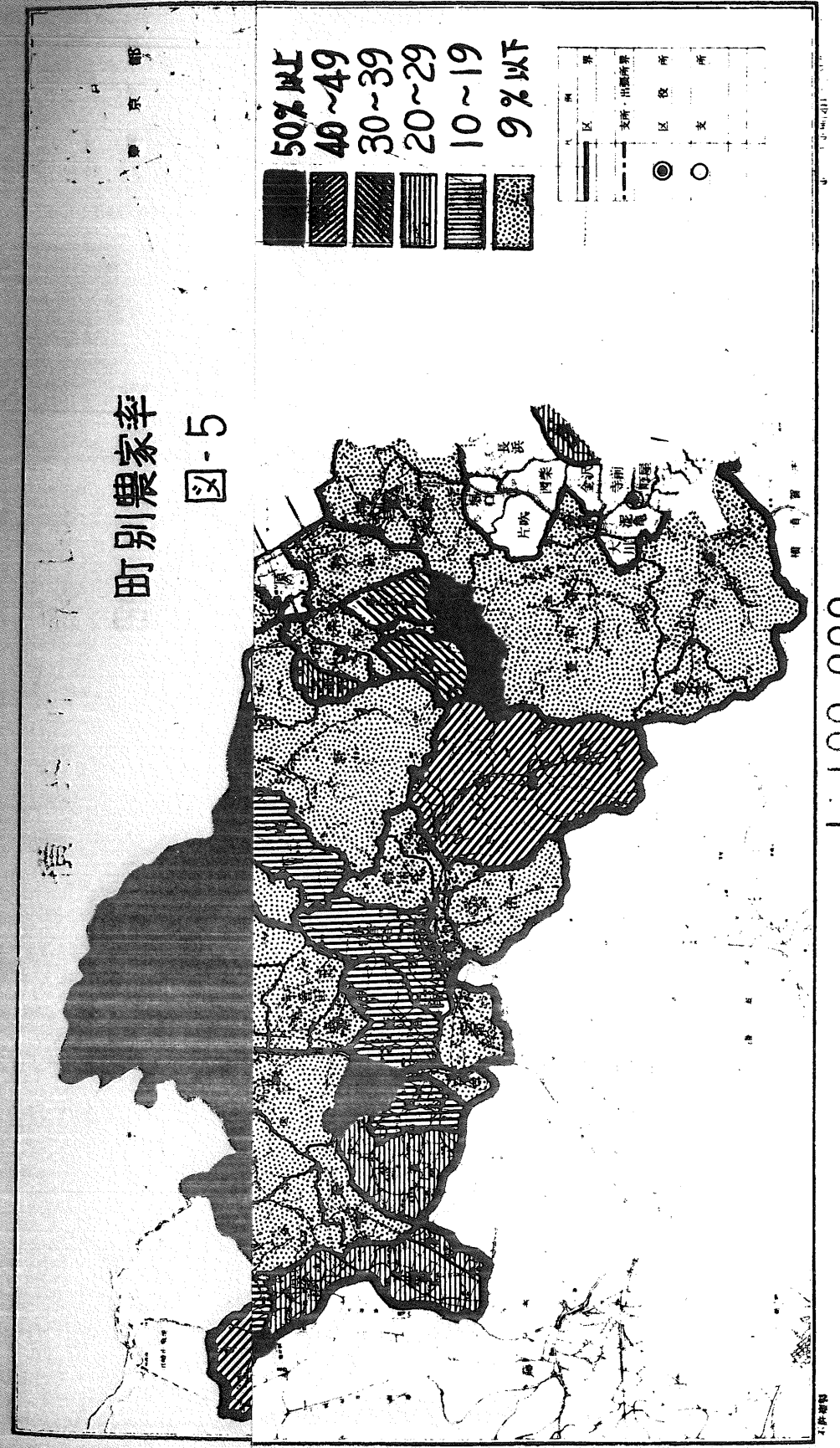
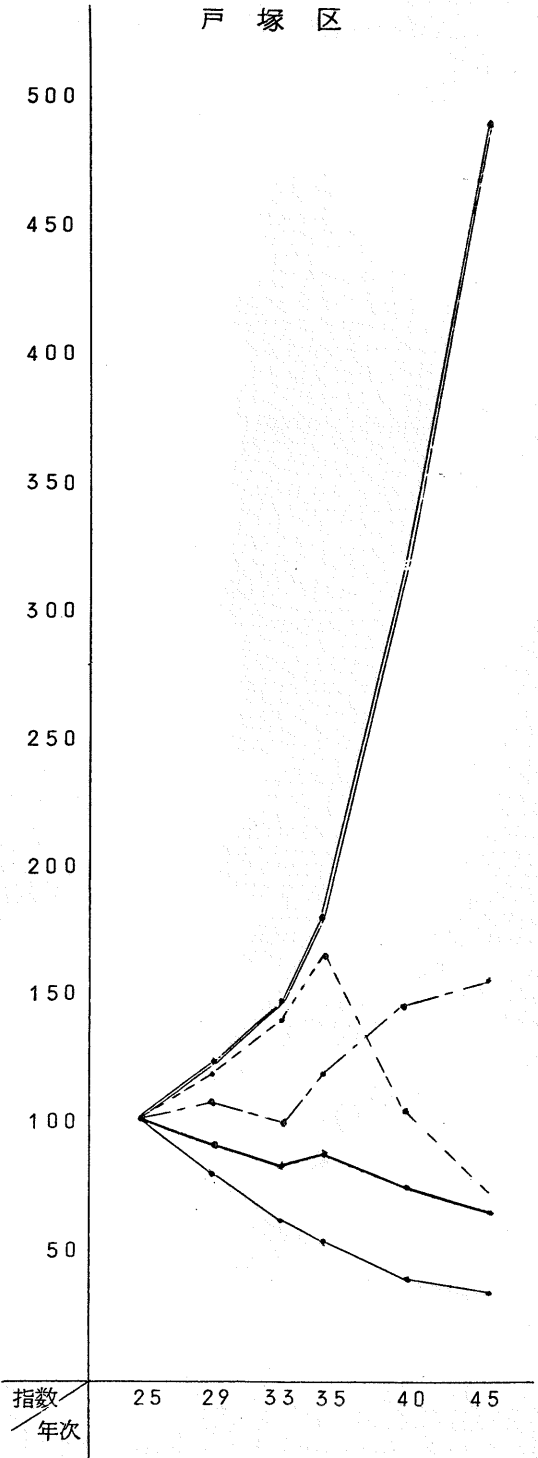
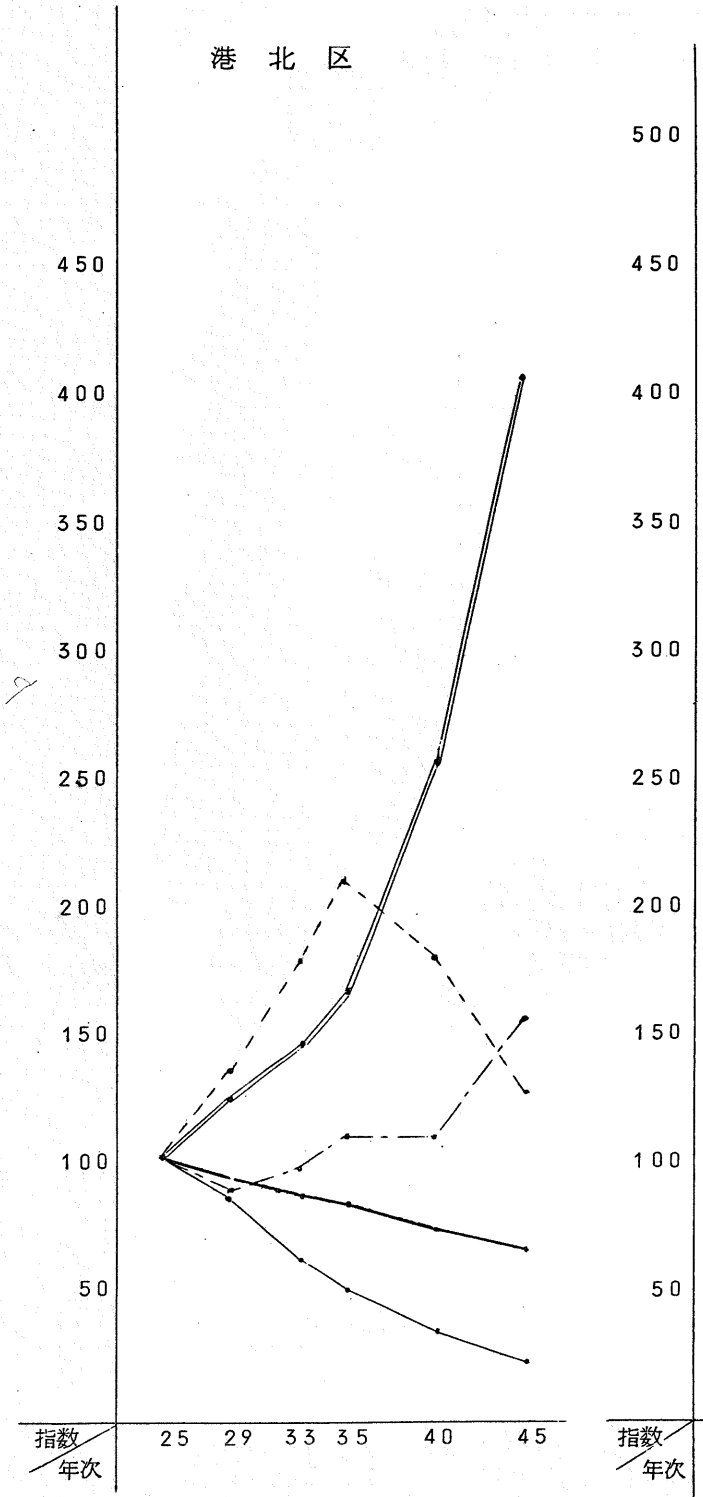
西区



中区

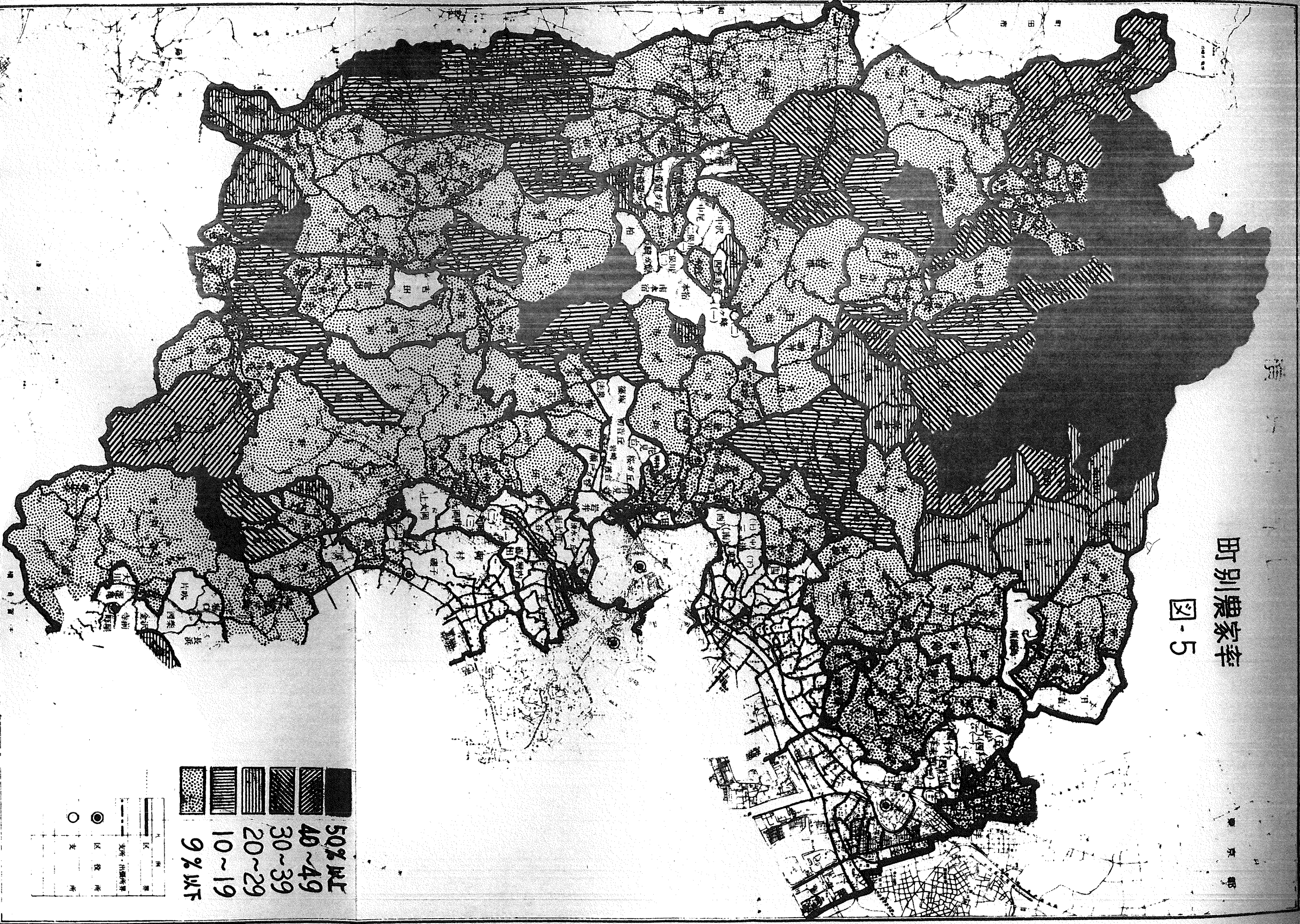






# 町別農家率

## 図-5



	50%以上
	40~49
	30~39
	20~29
	10~19
	9%以下

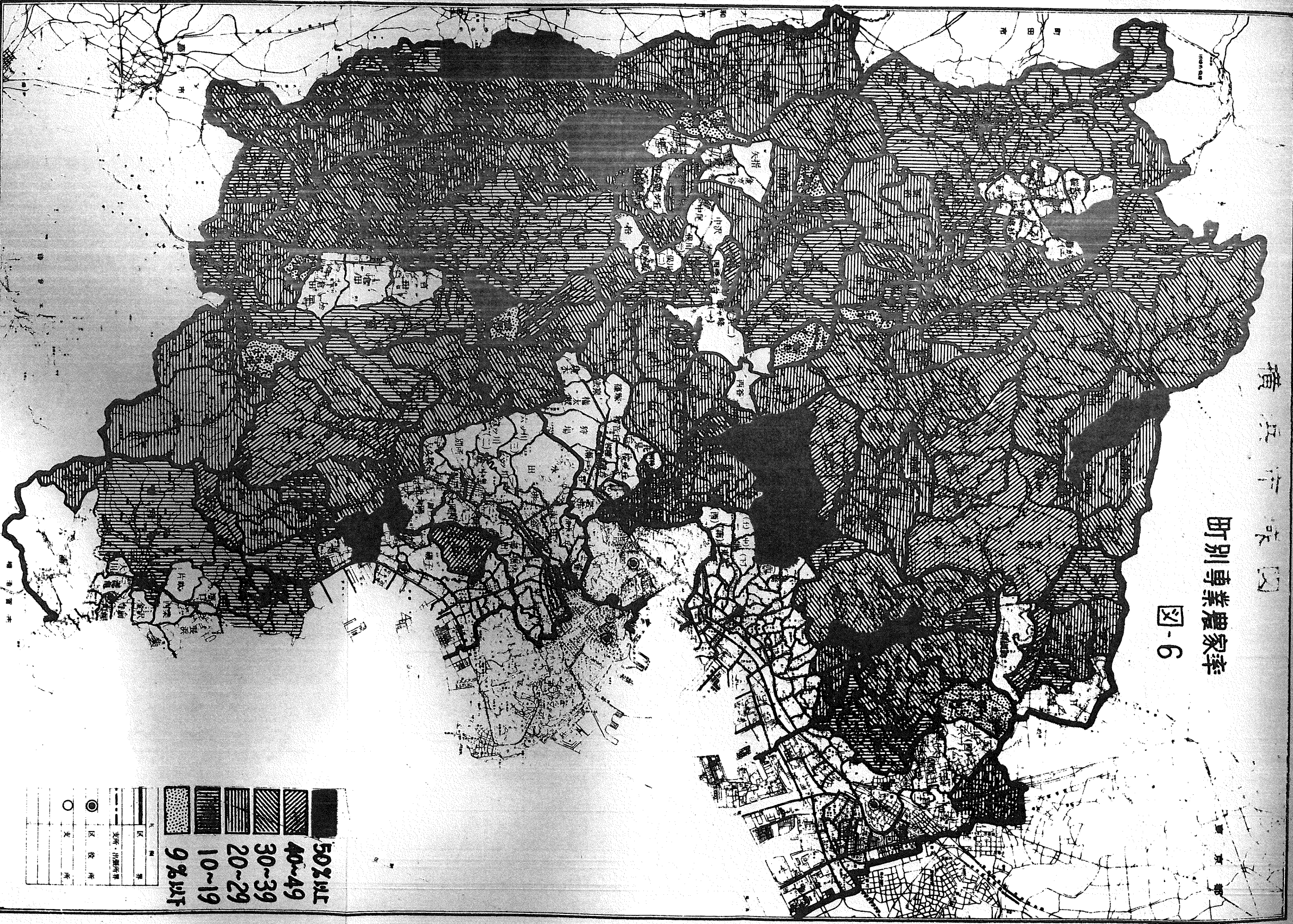
	国界
	区界
	支庁・出張所界
	区役所
	支所

1 : 100,000

積兵市地図

町別專業農家率

図-6



	50%以上
	40~49
	30~39
	20~29
	10~19
	9%以下

	市界
	区界
	支所、出張所界
	支所
	支所



45  
40  
35  
30  
25  
20  
15  
10  
5  
指数  
年

### Ⅲ 都市化と農業

#### 1. 都市化が農業に及ぼす影響

本市の農業は、都市化の進展に伴なつて、①農家数の減少 ②兼業化③労働力の老令化、婦女子化 ④耕地の減少等の構造的な変化を来している。しかし、この過程は相当に地域差がみられ、既成市街地に接している神奈川区等において、相当数の農家が存在し、又、専業農家率が高く面的にまとまつた集団優良農地を確保し、生産活動も活発である一方、かつて農業地帯として広大な農地を保持し、生産活動も活発であつた周辺部地域での変化がはげしい。現状として全体的に大きく連担した形の農業地帯は崩壊し、市街地と農耕地がモザイク状に存在するスプロール状の形態となつている。

こうした農業の構造上の変化、変化の地域差、既成市街地周辺での専業農家の存在、農地の蚕食化は、都市化の進み方と農業構造あるいは農家の都市化への対応の仕方が相互に関連し合つていられる。

古くからの中心市街地である中区、西区においては、人口増加は緩慢であり昭和40年頃からは横ばい、又は減少を示し、農家数、専業農家数、兼業農家数ともに減少し、実数でも昭和45年でほとんどゼロになつており市街地内農業の最終形態を示している。既成市街地部分の大きい鶴見区、磯子区、金沢区では、人口増加も激しく（鶴見区では昭和40年より鈍化）農家数は漸次減少し、一時的に専兼間での増加はあつたが、その後、専業・兼業農家ともに減少傾向を示し、脱農化の傾向となつている。

人口的、或は位置的に前者と同様である神奈川区では農業構造面では事情を異にし、農家数の減少はややゆるく、一種兼業、二種兼業ともに増加を示し、脱農化への傾向は弱くなつている。

一方、純農業地域であつた、周辺区（港北区、戸塚区）では、人口増加は非常に大きく急激であり、農業的には農家数の減少はゆる

やかで、専業農家数の減少に反比例し、兼業農家が増加している。兼業内部では昭和35年頃から1兼農家が減少し、反対に2兼農家が増加傾向を示しており、急激な都市化とこれに伴う農家の階層分化の進行を示すものであろう。

概して人口増加は、既成市街地では緩慢で、密度が100人/Km<sup>2</sup>では停滞を示し、又100人/Km<sup>2</sup>に近づくと従って、増加率は鈍化している状況である。このことは周辺部の区域に交通網を軸として全体的に人口増加が進んでいることを示し、農業情勢に大きな変化を与えている。既成市街地及びその近接部では、既に農家階層の分解が終り脱農化が進行し、少数の専業農家は点在的な存在となっている。しかし神奈川区の例のように既成市街地に近接した位置にありながら、相当の耕地を集团的に確保し、農業依存度の高い地域の存在もみとめられる。

市域の周辺部（港北区、緑区、瀬谷区、戸塚区）では、人口増加が著しく、農家構造上では総数の減少ははげしくないが、兼業化の傾向が目立ち、1種兼業が昭和35年まで増加しその後減少傾向となつている反面、2種兼業が増加している。これは、都市化に伴う農家構造の分解を示しているものと云えよう。

地域差は区別の単位でも顕著であるが、町別にみると更に地域差は明確であり、又飛石状に都市化が全市的に及び農業地帯と云えるような地帯性は薄れている。このままに推移するならば市内の農地は全てが蚕食状となり、点在化への道をたどるとみられる。

都市化の影響は、農家構造の変化、耕地の減少の形であらわれ、人口集中の激しい本市においては土地利用の混乱による問題が大きな部分を占め、それが「都市から農業が受ける公害（農業用水汚濁、未利用地等の荒廃による雑草、病虫害、野ねずみの被害、排気ガス砂じん、夜間照明等による生育障害など）」「農業から都市へ与える公害（家畜ふんの処理の不完全さによる被害、農薬使用による被

害など）」と云われている現実的なまさつの原因となり農業生産条件の悪化とともに生産意欲の阻害の要因となつている。



## 2. スプロールの問題

スプロールは農業上においても大きな問題点である。都市化が、農地等を都市的土地利用への交換の過程であり、農地は農業生産基盤である相反する土地利用の形態であることから、特に土地利用の調整については注意をはらう必要がある。そのために土地利用の混乱、特にスプロールの原因について確認をしておく。

スプロールの原因については、都市的な側面と農業的な側面とに分けられ、その2つは各々相互に関連し合っているものであろう。

都市的な側面は無計画な宅地等の開発であり、その原因としては急激な人口集中による宅地需要の増大地価の上昇、開発の無計画性があげられよう。

農業的な側面は農家の都市化への対応の仕方と、土地所有構造が複雑であり、モザイク状に小規模の所有になっていることがあげられよう。農家の動きについては都市化地域にあつては非常に様々であるが、それには、農業構造の弱さ（農家の階層分化、農業生産の不安定さ、農業所得の低さ等）と関連しており、農業経営に生活の基盤のあるもの、農業経営が従であるもの、年齢などによつて意識は異なり、場合によつては一家の中でも意識が異なり、又一人の人の中にも、意識の不安定性がみられ、特に土地に対する意識についてはその傾向が強い。

こうした意識と、土地所有構造の問題、更に都市化の圧力が作用し合う中で農地の蚕食化（スプロール）が生じていることを考える必要がある。

地域をとつてみるとその中には農業指向のエネルギーと市街化指向のエネルギーが混在しているのが現状と云える。

## IV 都市農業の基本的方向

都市における農業の問題点 — 農地の点在化、或はスプロール、農業所得労働力 — を解決し、都市農業として定着させ、確立をはかせるために、土地利用を明確化し、集団化することによつて都市との調和が必要である。

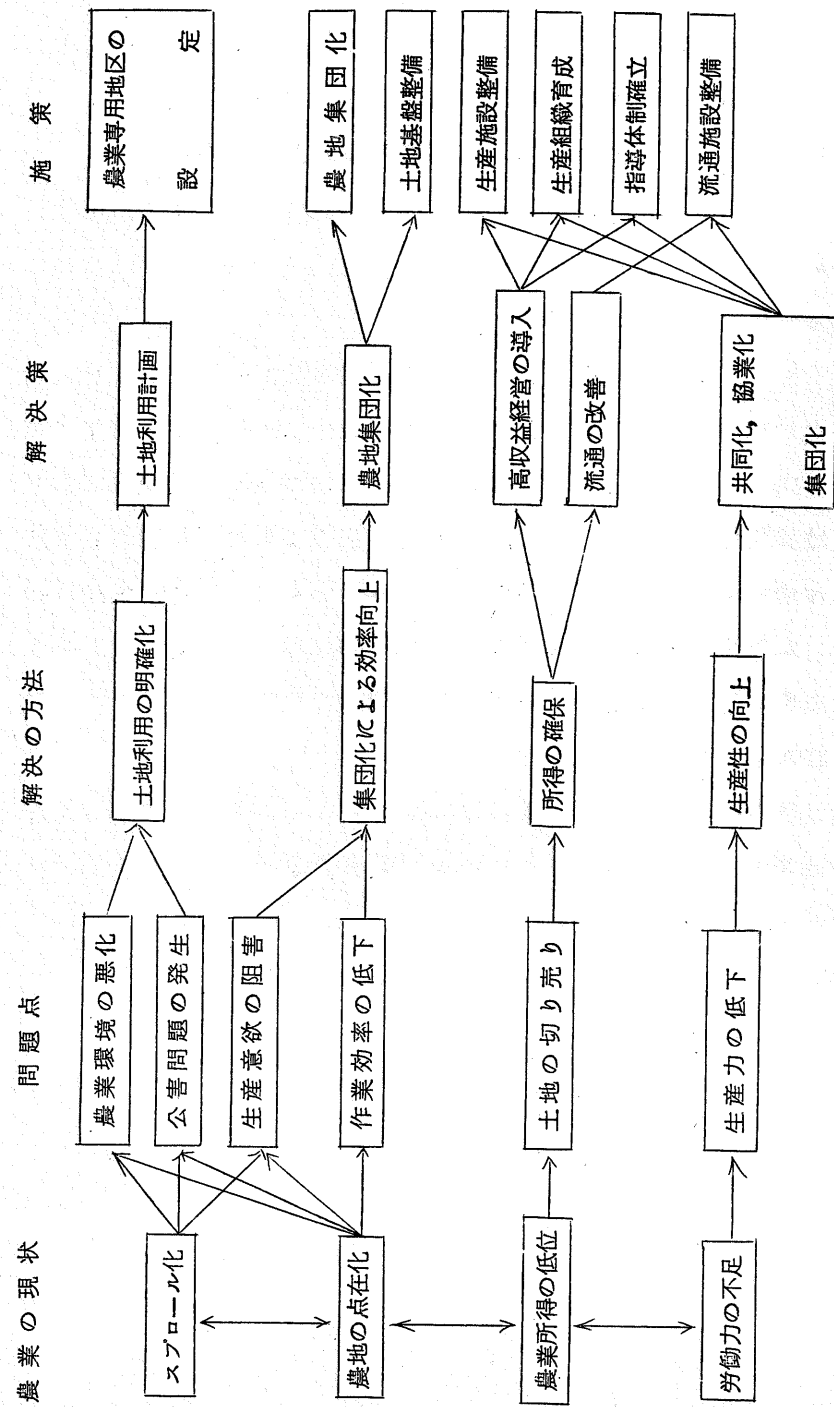
今後、都市農業の育成を目途として農業専用地区の設定、整備を重点として計画をすすめる。

都市化によつて大きく分解しつつある本市農業の現状をみるときに単に生産対策などを一率で考えるのではなく、最大の問題点となつている土地利用の混乱の解決と一体的に考えねばならない。都市開発の無計画さのコントロールと併わせて農家の意識の不安定性、対応の多様さを充分考慮した方向を考えねばならない。

### 1. 農業専用地区設定の構想

土地利用の混乱による農地の蚕食化を防ぎ、農業生産基盤を確立するために農業的土地利用計画として農業専用地区を設定し農用地の集団化によつて、生産の向上をはかるとともに、都市活動との摩さつを最少限にとどめる。更には集団化によつて、生産緑地として都市における景観あるいは防災緑地の役割をもつて都市との調和をはかるとともに積極的に生産活動においても、都市活動と有機的な関連づけを行ない、相互に有効に働き合うものとし、農家の生活問題と一般市民の生活環境の問題をプラスの方向で補う形で、都市農業を形成して行く。

農業専用地区の設定によつて農業指向のエネルギーの集合をはかるとともに、都市農業として成立させるための諸施策を重点的、且つ総合的に行なうものである。



## 2. 見通しと振興の方向

農業専用地区の設定については、既に港北=ニュータウン地域内に新羽・大熊農専地区が成立し、都田（池辺）地区について設定段階に達している。こうした港北=ニュータウン地域の動きと対応して、その他の地域— 神奈川県菅田・羽沢、戸塚区東俣野—で設定の動きがあるので、これらの地元の意欲を盛り上げつつ、積極的に設定をすすめる。

農業専用地区を設定し、土地利用を明確にするとともにこれを基盤として都市農業の確立をはからねばならないが、その経営の主体である農家自身の力に期待するものであり、同時に経営確立の隘路となつている問題、周辺の変動する情勢から生ずる問題を解決するために、行政的援助が行なわれ、又、市民の求めるものと一体となるならば、都市農業として、都市の中に定着したものとなる。

生産の方向は、都市との調和或は都市活動との関連の中で有利性を生かせるもの、更に高収益を期待し得るものが中心となる。

高収益、農業所得の確保をはかるための規模拡大の障害となつている労働力問題の解決のために、施設整備等の合理化とともに、生産組織の強化をはかる必要がある。又、都市への緑の供給、或は保全について、農業専用地区と云う形で、生産緑地として緑地空間を形成して行くだけでなく都市農業のもつ、生産物（植木等）技術（造園技術）、労働力などのエネルギーを生かすことによつて更に都市農業の確立がはかれるであろう。

## 3. 農業振興の基本構想

都市との調和をはかり、都市農業の確立を目途として、地域の実情に即しつつ、農業の団地化をすすめ、重点的な施策を講じ集団農地の確保、生産性の向上のための土地基盤の整備、施設の整備、集約的経営の導入及びこれと粗放的経営の合理的な複合をすすめ、農業所得の安定をはかる。

### ア. 土地利用

農業的な土地利用計画として集団農地を中心に農業専用地区を設定する。

## イ．生産安定及経営安定

農業専用地区を基盤として都市型の類型，作目を指定し，積極的な育成をはかる。

### ① 施設園芸の振興

ガラス室，ビニールハウス等の施設を利用した集約経営の導入・拡大

② 農業専用地区内の農業生産上の土地利用の合理化（営農類型別の団地化，集約経営用地と粗放経営用地の配置）

③ 野菜指定産地等による生産の計画化と保障制度の確立

④ 水田の畑地転換による水質汚濁問題に対処する。

## ウ．生産施設の整備

生産の高度化及び合理化を目途に生産施設の整備をはかる。

## エ．流通施設の整備

流通の合理化をはかり，農業所得の安定を目途に，大量流通と併せて直売施設等の整備をはかる。

## V 都市農業の計画

### 1. 農業専用地区の設定

港北ニュータウン計画との関連で都市農業のモデルとして進めて来た農業的土地利用計画としての農業専用地区の設定と，これを基盤とする都市農業の育成を全市的なものとして計画し，設定をすすめる。

### 2. 農業専用地区の想定

農業専用地区の選定は次の条件を勘案して行なう。

- (1) 地区面積が20ha以上あり，生産緑地として，農業経営の安定化と緑地空間の機能をはたし得る地区
- (2) 農業経営を軸として地区の確保維持の可能性
- (3) 集団農地の確保の可能性
- (4) 都市農業経営を確立するための営農集団等が存在し，或は育成の可能

性

- (5) 生産・流通の合理化と併わせて都市生活又は都市活動との有機的な提携の可能性

### ◇想定地区

以記の条件を勘案して検討した結果による想定地区は31地区（南部農政事務所管内 2地区。中部農政事務所管内 7地区。北部農政事務所管内 13地区 — 港北ニュータウン地域を含む。 — 西部農政事務所管内 9地区）である。これらの地区を当面の計画目標として順次設定をすすめる。

### 3. 農業専用地区設定の方法

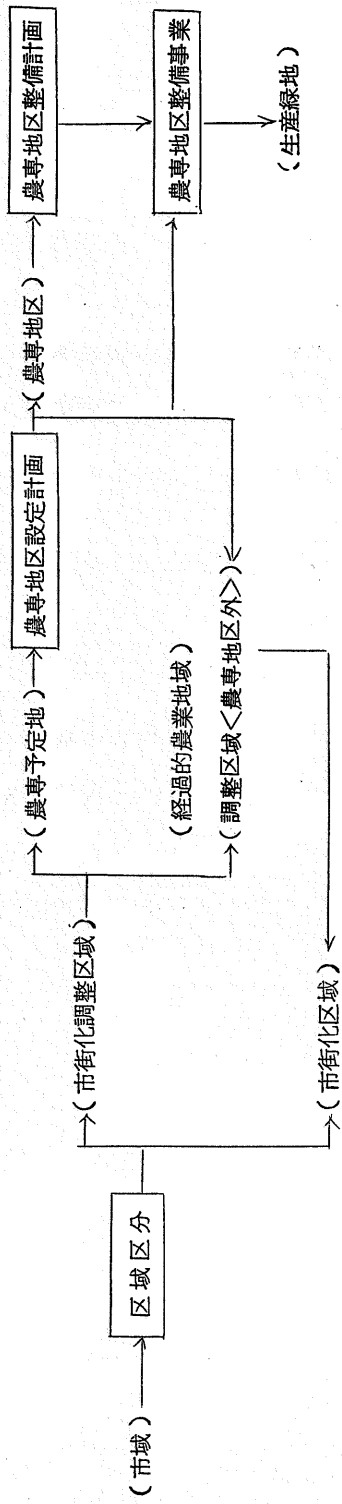
農業専用地区設定要綱を定め，地区の実態及び意向を把握しつつ，地区の農業指向エネルギーの集合をはかり，順次設定する。

### 4. 整備計画

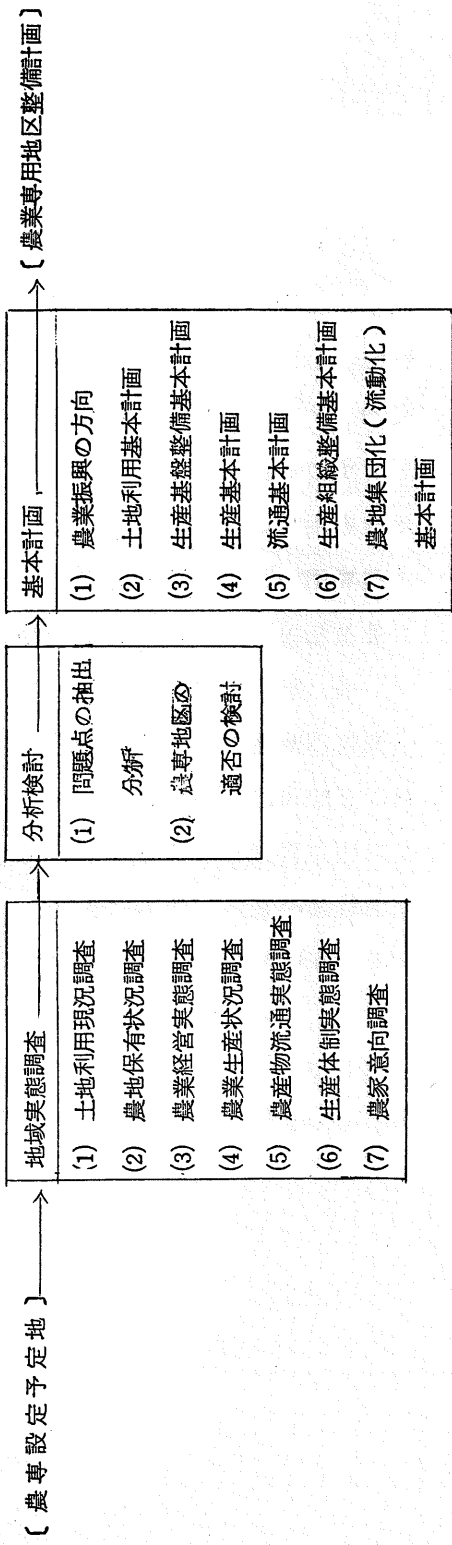
農業専用地区が都市農業の経営の基盤となるための土地基盤等の整備。経営の高度化，安定化を目途とした公共的或は協同的な農業諸施設の整備。生産集団の育成等の組織整備を積極的に進める。

整備計画の策定，整備にあたっては，主体である農家のエネルギーが生かせるように配慮する。

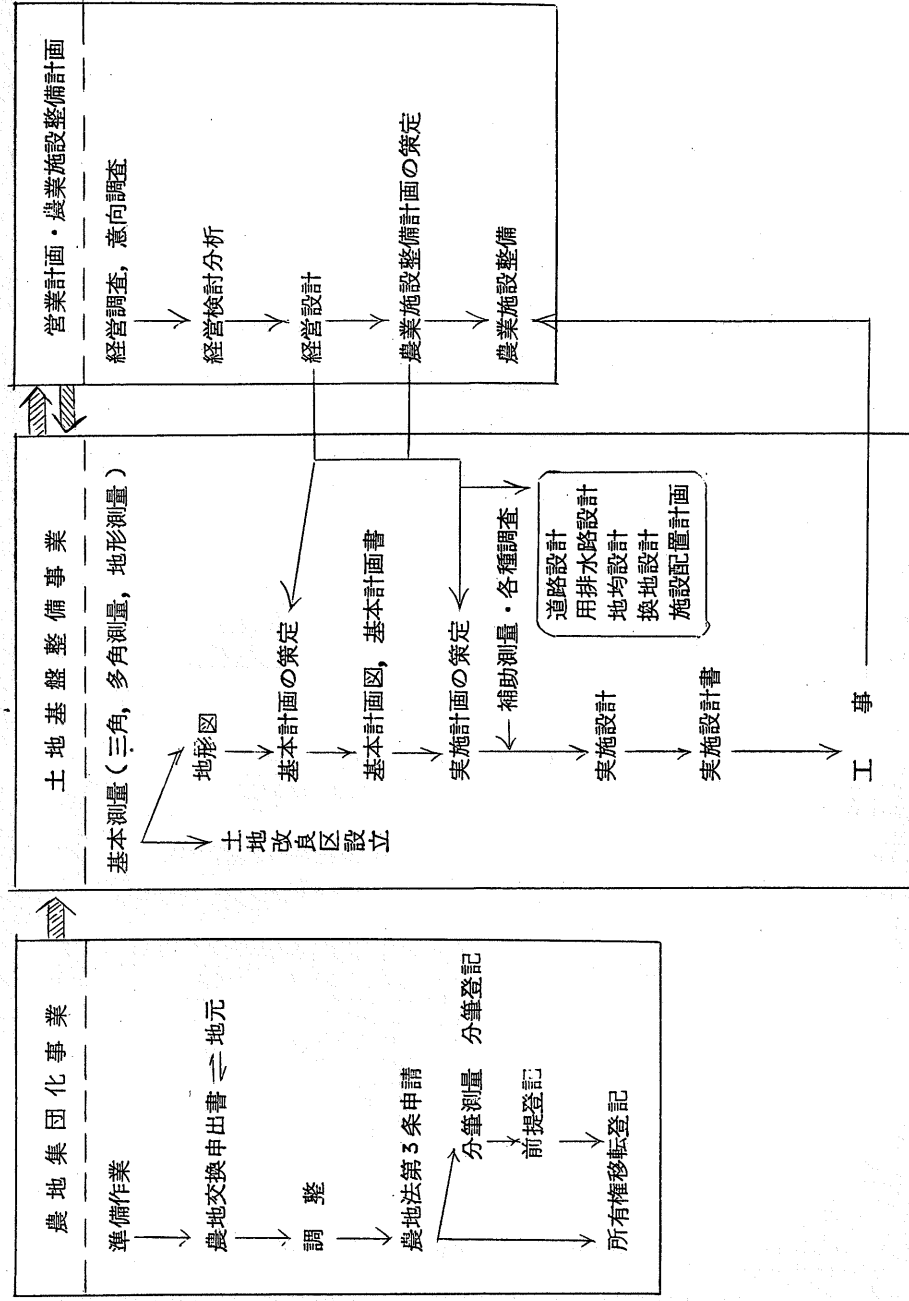
(I) 農業専用地区設定計画



(II) 農業専用地区設定計画



(III) 農業専用地区整備計画



農業専用地区予定地域概要（全域調整区域）

No.	地域名	面積				農 総 数
		総 計	田	畑	山林その他	
1	港北区高田地区	ha 73.0	ha	ha 54.6	ha 18.4	戸 138
2	" 牛久保地区	24.0		4.9	19.1	21
3	緑区保木地区	20.0		16.0	4.0	46
4	早淵川沿岸地区	67.0	26.1	17.0	23.9	118
5	都田地区	281.0	34.5	112.6	133.9	370
6	新田地区	100.2	17.8	42.8	39.6	195
7	新羽小机, 鳥山, 大熊地区	193.0	117.0	39.0	37.0	232
8	緑区川向, 本郷, 鴨居地区	38.3	8.3	30.0		60
9	谷本川沿岸地区	488.0	189.5	125.2	173.3	504
10	恩田川沿岸地区 (1)	138.0	74.4	35.0	28.6	223
11	" (2)	46.0	37.2	2.4	6.4	137
12	緑区長津田地区 (1)	32.0		25.5	6.5	30
13	" (2)	59.0	2.0	24.0	33.0	36
14	神奈川区神大寺, 三枚町地区	64.0		16.0	48.0	23
15	" 菅田地区	157.0	3.0	62.0	92.0	95
16	" 羽沢地区	82.0		30.0	52.0	42

家 数		主 要 作 目	基盤整備の		施設整備の		将来目標とする経営類型
専 業	兼 業		有	無	有	無	
戸 56	戸 82	露地, 養鶏, 養豚	×	○			1, 5, 7, 9
17	4	露地	○	○			1, 5
15	31	" , 植木	×	○			1, 5
49	69	露地, 水稻	畑 造 ○	○			1, 5
196	174	露地, ハウス, 水陸稲, 酪農, 養豚, 養鶏	畑 造 ○	○			1, 5, 7, 9
144	51	水稻, 露地, ハ ウス, 酪農, 養 豚, 養鶏	畑 造 ○	○			1, 5, 7, 9
121	111	水稻, 露地	×	○			1, 5
20	40	露地, 水稻, ハ ウス	○	○			1, 5
282	222	露地, 水稻, 酪 農, 養鶏	畑 造 ○	○			1, 5, 8, 9
95	128	露地, 水稻	畑 造 ○	○			1, 5
46	91	"	○	○			1, 5
14	16	露地	○	○			1, 5
24	12	" , 養鶏	○	○			1, 5, 9
13	13	露地, 植木	×	○			1, 3, 4, 5, 6
30	65	"	○	○			1, 3, 4, 5, 6
13	29	"	○	○			1, 3, 4, 5, 6



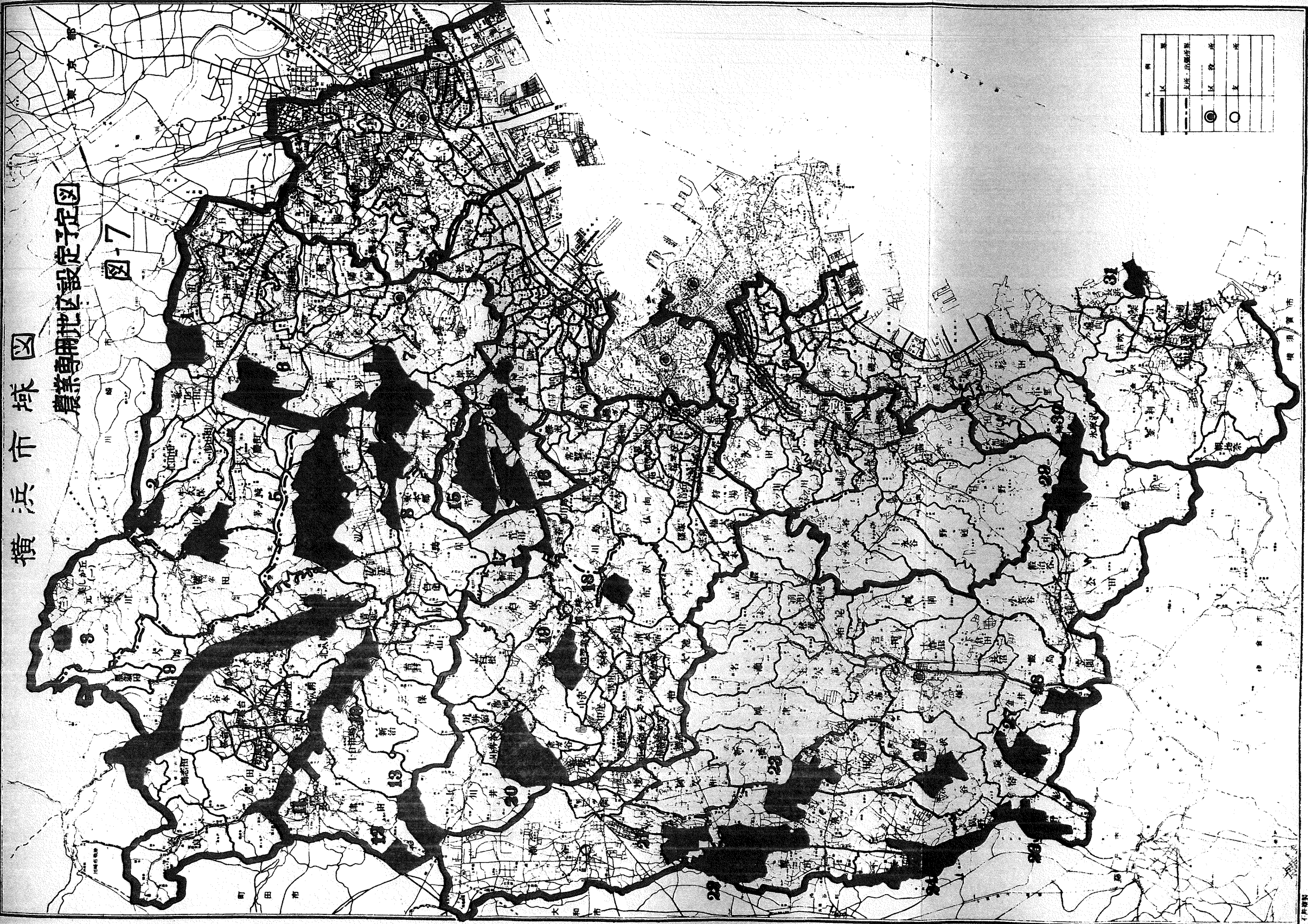
No.	地域名	面積				農 総 数
		総 計	田	畑	山林その他	
17	保土ヶ谷区西谷地区	ha 30.0	ha	ha 20.0	ha 10.0	戸 20
18	旭区小高三反田地区	41.0	6.5	19.8	14.7	27
19	〃 今川, 今宿地区	60.0		24.5	35.5	53
20	旭区下川井, 矢指地区	175.0	16.5	54.3	104.2	98
21	瀬谷区瀬谷, 宮沢地区	53.0		40.0	13.0	86
22	戸塚区上飯田地区	202.0	38.0	138.0	26.0	231
23	〃 和泉, 中田地区	104.0	6.0	87.0	11.0	144
24	〃 俣野地区	123.0	110.0	13.0		70
25	〃 深谷地区	40.0		33.0	7.0	33
26	〃 東俣野地区	58.5	16.0	42.5		98
27	〃 小雀地区	59.0	2.0	45.0	12.0	165
28	〃 田谷, 長尾台地区	38.0	16.0	9.0	13.0	83
29	〃 上郷地区	64.0	10.0	4.0	50.0	64
30	金沢区氷取沢地区	60.0	1.4	5.0	53.6	22
31	〃 柴地区	30.0		15.9	14.1	79
	合 計	3,000.0	732.2	1,188.0	1,079.8	3,543

家 数		主 要 作 目	基盤整備の		施設整備の		将来目標とする経営類型
専 業	兼 業		有	無	有	無	
戸 15	戸 5	露地, ハウス	○		○		1, 5
19	8	〃	×		○		1, 5
15	38	〃	○		○		1, 5
70	28	露地, 水稻	×		○		1, 5
25	61	〃, 芝	○		○		1, 5
114	117	〃, 養豚	畑○造		○		1, 5, 7
85	59	〃, 〃	×		○		1, 5, 7
36	34	〃, 水稻	×		○		1, 5
13	20	〃	×		○		1, 5
49	49	〃, ハウス	畑○造		○		1, 5
49	116	〃, 植木	×		○		1, 3, 4, 5, 6
22	61	〃, 水稻	畑○造		○		1, 5
13	51	〃, 〃	×		○		1, 5
7	15	〃, ハウス	畑○造		○		1
79	0	〃	○		○		1, 5
1,743	1,800				○		

横浜市域図

農業専用地区設定予定図

図-7



○	區界
—	區界、區界併置
●	區界、區界併置
○	區界
○	區界

1:100,000

## 5 経営計画

農業専用地区として将来に向つて成立しうるためには、農業経営の確立が必要である。農業構造の分解についても、基本的には農業所得の低さに起因するものと考えられる。

農業は自然条件に左右されやすく、生産が一定しにくく、個人的経営が基本となつている事、流通面での弱さがある事等が二つの問題の要因であり、各々が複雑に関連している。

自然条件に左右されやすいことは、生産の計画性を困難にし、流通面での主導権を農業側におくことをむずかしくしており、農民の個々の対応もこれを助長し、逆に自然へのコントロールの力を弱くしているといえる。

農業の経営を考える場合、これらの問題と切り離して考えることは出来ないが、ここでは先ず、農業専用地区の経営について今後の方向を示す。

- (1) 収益性が高い経営であること。
- (2) 労働力を要さず、省力化ができ、労働力の不足を他の方法で補えること。
- (3) 必要耕地面積が少なくすむこと。(経営の集約化、施設化)
- (4) 遠郊産地との競合をさけること。(作目、時期)
- (5) 需要の多い作目の導入をすること。
- (6) 消費地に直結した立地を生かし、販売面での有利性を活用すること。
- (7) 都市環境の調和を計れる経営であること。

等の条件が考えられる。(この条件は、独立したものではなく、相互の関連が強い)

この条件を評価軸として、自立経営を目標として類型を方向づける。

### ア) 露地野菜経営

単位面積当りの収益性は低いので、高収益を目標とする場合には、耕地面積が大きいことを必要とする。経営規模が小さい場合には相当に高度の回転の早い軟弱物の経営をしないこと(1)の条件を満たすことは出来ない。粗放的要素が大であるので、集約的な施設経営との複合の型は組むことが可能である。

むことが可能である。

#### イ) ビニールハウス経営

単位面積当りの収益性、経営の集約性は高い、遠郊の産地との競合はさけられ、需要の多い作目の導入が可能で、その上、消費地に直結しており都市環境の調和も計れるが、集約度の高さが労働力の集中を必要とするので、~~個人経営の場合は、経営面積に限度がある。~~個人経営の場合は、経営面積に限度がある。個人経営の場合、収益性の不足を露地野菜経営との複合の形で補わなければならない。共同化の方向の場合は、他経営部門との労働力の集中の時期を相殺する事が可能であり、より規模の拡大が可能である。資本装備は中程度と考えられる。

#### ウ) 温室花卉の経営

(1), (2), (3), (4), (5), (6), (7)の条件については充分満たしている。労働力の集中の問題も省力化設備の導入により緩和が可能である。ただし資本装備は大である。

#### エ) 植木経営

苗木生産から高度の技術を要する盆栽経営、あるいは造園経営に至る巾の広い形態が含まれ、対応策が流動的に考えられること、都市開発に伴う需要の増、一般作物と異なり労働のピークに巾があり、限定時期の巾が広い。このため、労働力の配分が他の経営に比較して楽に対応できる。(1)~(7)の条件の総てを備えており、備えうることで都市化に対応する経営としては、流動的であり有効である。

問題点としては、技術的な面と流通対策上からの産地的まとまりが要求されることがあげられる。

#### オ) 果樹経営

果樹は永年作物であり、生産物の販売が可能になるまで、時間を要するため、現状での果樹園を観光的に利用することはあつても、新たに造成、新植するには問題点がある。都市農業では既成果樹園のみが経営を維持出来る特殊な要素を有している。適合条件としては(1), (6), (7)が該

当する。

#### カ) 貸農園

規模、労働力、資本、技術的要素は問題がない。都市的対応性も強く、他の経営との組合せ方によつては、相当に利用する経営として考えられる。収益性は比較的安定しているものとみられる。ただし、農業専用地区における積極的に農業を育成する指向の方向づけからは、一步、後退しているので経営類型の中には最終的な保存手段としての方向づけとして消極的な経営として位置づけられる。

#### キ) 畜産経営

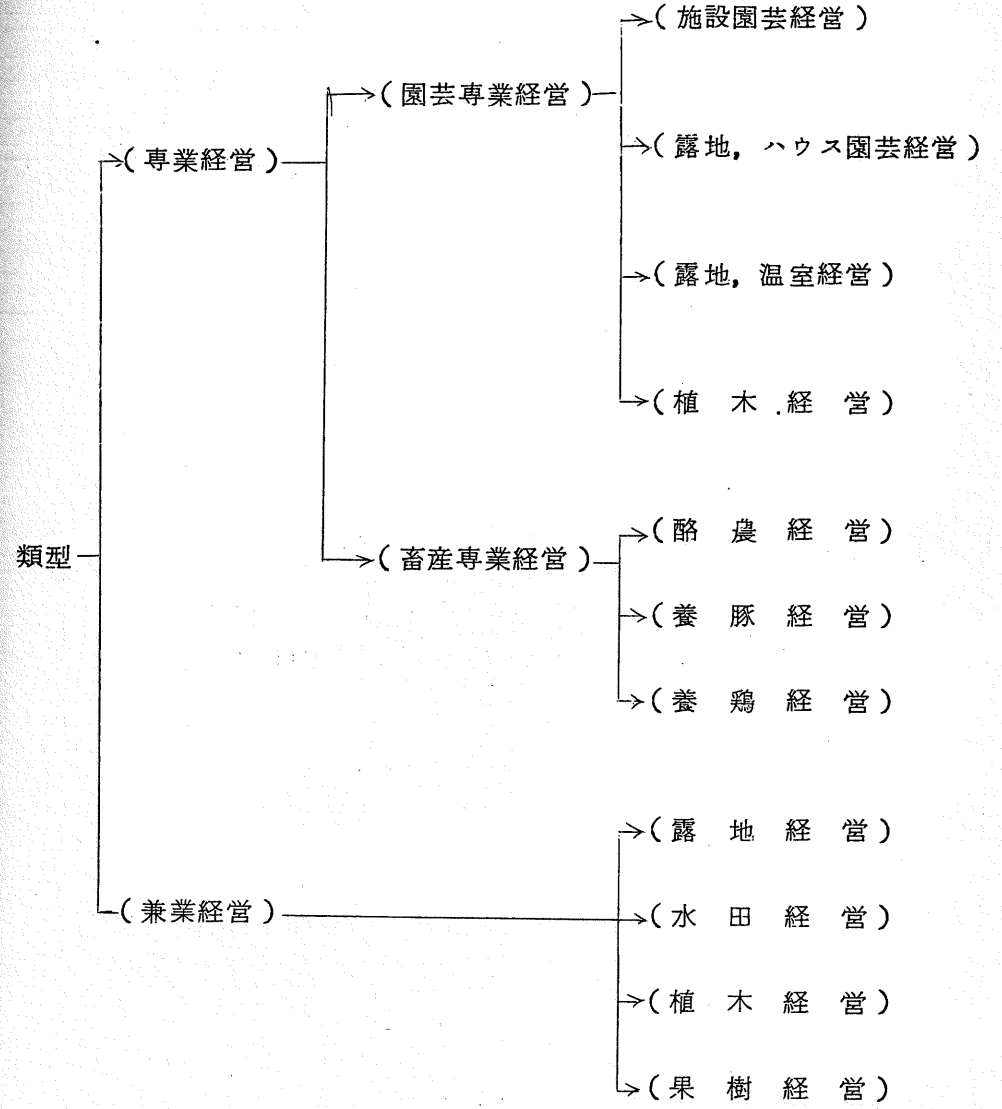
収益性は高いが、都市環境との問題に一番の難点がある。施設の改善が必要であり、公害問題の解決が都市内で永続性をもたせる上には必要である。

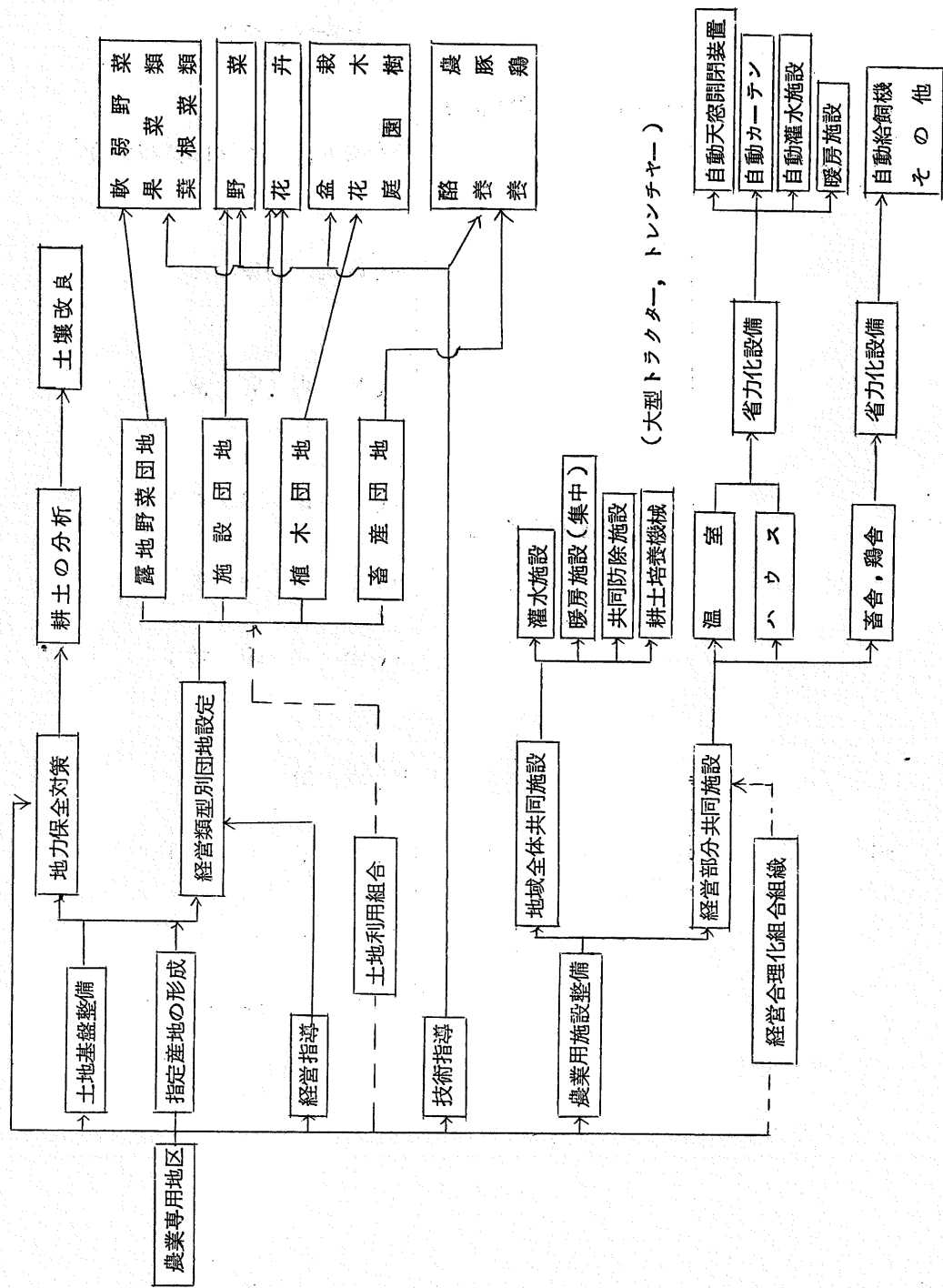
経営部門に対する条件づけについては上述した通りであるが、農業専用地区の確保は、団結して都市庄との対決をする訳であるので、理想的には事に対し、集団的に対決する方法を一つの軸とする必要があり、個々の対応では、農業経営の本体だけは維持することが出来ても、今後の大いなる農業の発展に対しては限度がある。合理的な発展を促進させるためには個人、個人の対応と協調して、共同化、協業化の手法を導入することは、都市の中で農業を位置づけ、都市と調和した農業の存続には、必要不可欠な条件と云える。

経営類型の複合化と要素

類型	複合経営類型	経営集約度		経営可能規模			投下労働力		資本整備額			適合する方向づけの条件	
		粗放	集約的	個人経営	共同経営	大	中	小	個人経営	共同経営	大		中
1	露地野菜 ハウス野菜	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	(5), (6) (1), (3), (4), (5), (6), (7)
2	露地草花 温室花卉	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	(1) (3) (4) (5) (6) (7)
3	温室花卉 植木	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	(1), (2), (3), (4), (5), (6), (7)
4	植木 盆栽	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(1), (2), (3), (4), (5), (6), (7)
5	露地野菜 植木	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	温室花卉 盆栽	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	
7	養豚		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(1), (3)
8	酪農		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(1), (3)
9	養鶏		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(1), (3)

管農類型





## 2. 緑農住区開発計画

### (1) 緑農住区開発計画の意義

農業専用地区を都市における生産緑地として都市空間の中に位置づけられた、農業生産空間を構成しようとするものであるが、現実の地域にあつては、農業指向のエネルギーと市街化指向のエネルギーの混在状況がみられ、単に農業地区を作り出して行くと言う手法のみでは充分に問題が解決されず、両エネルギーを計画に分離することを考えねばならない。農業専用地区として農業指向のエネルギーの集合をはかるとともに、土地所有でもある農家の市街化指向のエネルギーを、周辺の土地需要に対し乱脈に動かすことなく、農家による住区を一体として開発することが必要であり、農業環境の保全と農業開発と併わせて、都市環境あるいは住環境の保全、住区開発をすすめるものである。

### (2) 緑住区開発計画の構想

形態としては、充分なオープンスペースと都市施設の完備した良好な居住空間と都市農業の結合であり、農業経営者であり土地所有者である農家の主体的な意志にもとづいて、農業を含めての新しい都市空間の創造を目途に農・住・緑の均衡ある計画とする。

計画の目標は(1) 農業専用地区として計画の中に「農」を十分に生かす。(2) 「住」の部分は農家の都市化対応の部分とするとともに、住民にとって「農」の部分をオープンスペースとするとともに生活環境施設の整備されたものとする。(3) 主体は農家或は農業団体として市との協力の中で地域の周辺部との均衡を保つ。

想定地区は、農業専用地区を含む周辺部とする。

### (3) 問題点等

緑・農・住を一体化する開発の手法については、現在、検討の段階にあり、法制上の問題、資金の問題等の未解決の部分があるが又順次、農業専用地区の設定の作業の中で、实际的に手法の開発をはかる。